

農地等利用最適化推進施策  
の改善に関する意見書

令和3年8月31日  
西尾市農業委員会

西尾市は平成23年4月1日に幡豆郡3町(一色町、吉良町、幡豆町)と合併し、面積は161.22km<sup>2</sup>となりました。都市部を取り囲むように偏在する農地の面積は51.4km<sup>2</sup>で、一団のまとまりとなった、良好な営農条件を備えた農用地区域内農地(優良農地)は46km<sup>2</sup>です。これは、西尾市面積の約3割を農地が占めており、先人が治水事業やほ場整備により、優れた農業基盤を整備されてきた証であります。

西尾市の農業はこの良好な営農環境に支えられ、現在では水田作(水稲、麦、大豆)を中心に、施設花き、施設野菜、茶、果樹、緑化木、露地野菜、畜産など多岐に渡って生産されています。特に花き、てん茶は全国でも有数の生産量を誇っています。また近年では水田作(麦、大豆)においても愛知県で一番の生産量を誇る産地となっています。

農産物の産地として成長する一方で、本市においては、農業目的以外の土地需要の増加に伴い、農用地区域内農地(優良農地)をはじめ、農地の面積が急速に減少しています。

工場、物流倉庫や駐車場をはじめとした農地転用は、集団的な農地の中で道路事情が有利な場所から転用される傾向があります。集団化された農地が虫食い状に転用されることは、農地の集積・集約の妨げとなり、農業生産性の悪化に伴う収益性の低下とともに、地域の農業の担い手の経営が立ち行かなくなり、現在の産地を形成している仕組みが損なわれてしまうのではないかと危惧しております。

企業誘致が今の西尾市にとって重要な施策であると考えられていることは理解しておりますが、地域の農業に調和のとれた施策を実施していただくことを切に願います。

以上から、西尾市農業委員会の各委員が、現場の農家との対話や自身の農業経営から身を感じた施策への考えをまとめ、農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づき別添意見書を提出します。

つきましては、これらの意見を市の施策等に反映して下さるようよろしくお願い申し上げます。

令和3年8月27日  
西尾市長 中村 健 様

西尾市農業委員会  
会長 外山 好



西尾市の農業を取り巻く環境の保全や調和のある発展のため、以下の項目について要望します。

- ① 都市計画マスタープランの開発計画区域(工業系)を必要最小限の区域に絞るとともに、当該区域に含まれる耕作者の営農計画の変更に必要な措置を、その都度検討し実施してください。
- ② 市の都市計画マスタープランの策定において、農業委員等が、同プランの策定会議等に出席する機会を設けてください。  
また、パブリックコメント制度などにより市民に広く意見募集を行う手続に加えて、直接の影響を受けることとなる者、すなわち、開発計画区域内の農業者に対しては丁寧な説明を行い、具体的な情報の発信を心がけてください。
- ③ 農地所有者の中には転用に積極的な者も見られますので、自然災害時における被害の軽減など農地の多面的機能がもたらす効果を始め、農地保全の重要性について啓発と周知を図ってください。
- ④ 農地の開発に際しては、虫食いの開発とならないよう、開発をコントロールし、面的な広がりのある農地を保全するため、農用地利用計画変更(農振除外)の運用については、厳格に進めてください。